

首都高日本橋地下化検討会 規約（案）

平成 29 年 11 月 1 日

（名称）

第 1 条 本会は、「首都高日本橋地下化検討会」（以下、「検討会」という。）という。

（目的）

第 2 条 検討会は、日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化に向けて線形や構造、対象区間など具体的な計画の検討を行うことを目的とする。

（検討事項）

第 3 条 日本橋周辺の首都高速道路の地下化に向けた計画策定に関すること。
2 その他、上記に関すること。

（構成）

第 4 条 検討会は別紙に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第 5 条 検討会に座長を置く。
2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
3 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

（開催）

第 6 条 検討会は、座長が招集する。
2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
3 本検討会は、原則非公開とする。なお、本会の議を経て公開することができるものとする。

（書面による議事）

第 7 条 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

（事務局）

第 8 条 検討会の事務局は、国土交通省道路局、東京都都市整備局及び首都高速道路(株)が行う。

（雑則）

第 9 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則 この規約は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。